

平成10年6月19日

於・三番町分庁舎「省議室」

第8回食品流通審議会食品環境専門委員会議事録

開 会

事務局 委員の皆様には雨の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

出席予定で何人かまだ見えておりませんが、定刻を過ぎましたので、第8回食品環境専門委員会を開催させていただきます。

本日は24名の委員のうち、19名が出席ということで、御連絡をいただいております。

本日の議題ですけれども、御連絡をいたしましたとおり、「食品産業における地球温暖化対策の推進の考え方について」、それから「紙・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化手法・分別収集基準等について」でございます。

議題に入ります前に、資料を確認させていただきます。資料一覧でございますように、資料につきましては1の議事次第、2の名簿、3の前回、第7回食品環境専門委員会の議事録、それから4、5、6と、4は「最近の地球温暖化問題をめぐる状況について」、A4の横のものでございます。5が「食品産業における地球温暖化対策の今後の進め方」ということで1枚紙、6が「容器包装リサイクル法の全面施行に向けての考え方について」、A4の横のものでございます。

以上でございます。

なお、本会議室は禁煙ということになってございますので、よろしく願いいたします。

また、御発言の際はお手元のマイクを御使用いただきたいと思います。

それでは、委員長、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところを御出席いただきまして、大変ありがとうございます。早速ただいまから始めたいと思いますが、その前に、本日の議事内容につきまして、私の方から若干の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「食品産業における地球温暖化対策の推進の考え方について」でございますが、昨年12月に行われました第3回気候変動枠組条約締約国会合におきまして、京都議定書が取りまとめられました。この中に日本は二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量につきまして、1990年を基準年として2008年から2012年までの5年平均で6%削減するという

ことを約束しております。この目標を達成するため、本日、政府は「地球温暖化対策推進大綱」を決定したところでありまして、この対策の中で政府による対策に加えて、産業界の自主的取り組みということが求められております。

具体的には、温室効果ガスの排出抑制にかかわる自主行動計画の策定と関係審議会における当該実施状況のフォローアップが求められているところでございます。具体的なスケジュールにつきましては後ほど事務局より説明がありますが、今後、当審議会といたしましても、食品産業の自主行動計画の実施状況等について適時フォローアップを行っていく、そういう必要があります。

2つ目の議題、「紙・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化手法・分別収集基準等について」でございますけれども、容器包装リサイクル法につきましては、平成12年度の完全施行に向けてこれまで当審議会でも4回ほど再商品化手法及び分別収集基準につきまして議論を行ってまいりましたが、本日はこれらの意見を踏まえまして事務局に作成していただきました内容につきまして議論を行ってまいりたいと考えております。

では、議題に沿いまして、「食品産業における地球温暖化対策の推進の考え方について」の議題から始めたいと思います。

事務局の資料説明の後で、これらについて一通り質疑及び議論を行い、その後で「紙・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化手法・分別収集基準等について」ということで、2つ目の議題に関しての事務局よりの説明及び質疑を行うという順序で進めたいと思います。

食品産業における地球温暖化対策の推進の考え方について

委員長 では、初めに「食品産業における地球温暖化対策の推進の考え方について」の議題につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局 座らせていただいて説明させていただきます。

資料4の「最近の地球温暖化問題をめぐる状況について」という横長の紙でございますけれども、これをお開きいただきたいと思います。

まず1ページでございますが、温室効果ガスというものでございますけれども、(1)のところでございますが、そこで地球温暖化問題は人為による温室効果ガスの排出増加及び二酸化炭素吸収量の減少により大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気候システムに危険な攪乱を生じさせるものであるということで、その予測される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤にかかわる重要な環境問題の1つと言われております。このような温暖化をもたらす物質が幾つかあるということでございまして、昨年、開催されました第3回気候変動枠組条約締約国会合におきまして、6つのガスが温室効果

ガスとして定義されております。

右側の表を御覧いただきたいと思いますが、まずCO₂でございますけれども、これは二酸化炭素でございます。それからメタン、亜酸化窒素、その下の枠で囲まれている3つのものがいわゆる代替フロン3ガスと言われているものでございまして、HFC、これはハイドロフルオロカーボンと言っているようでございますけれども、それからPFC、パーフルオロカーボン、SF₆ということで、六ふっ化硫黄、この合計6つのガスが温室効果ガスというふうに定義されております。

2ページをお開きいただきたいと思いますが、どの程度の温室効果ガスが排出されているのかというものでございますけれども、我が国の排出量を見ますと、この温室効果ガスの大部分がCO₂でございます。通産省の推計によりますと、温室効果ガス全体の91.6%がCO₂でございますけれども、平成7年度を見まして、3億3,200万トンということでございまして、世界の排出量の5%を占めております。

その下の「国別CO₂排出割合」というものを御覧いただきたいと思いますが、アメリカ、中国、ロシアに次いで世界第4位ということでございます。総量を見ますと、若干表が小さくて恐縮でございますけれども、基準年でございます1990年、これが平成2年になります。これに比べまして2,500万トンふえているという状況になってございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思いますが、こういったことから、昨年12月に行われました第3回の気候変動枠組条約締約国会合におきまして、京都議定書が採択されておりました。我が国におきましては、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の5年平均で1990年を基準として6%削減することが義務づけられております。ただ、この6%は先ほど御説明申し上げたように90年を基準といたしますと、現在すでにより増加しておりますので、これが大体9%分に相当すると言われておりますので、現在から見ますと、実質15%の削減を行わなければならないという状況になってございます。この京都議定書につきましては、すでに4月28日のCSD会合の際に我が国は署名を行っております。4月29日現在で34カ国が署名しているという状況でございます。

4ページ目をお開きいただきたいと思いますが、こういった国際的な約束を踏まえまして、政府は内閣総理大臣を本部長とします地球温暖化対策推進本部を設置いたしまして、温暖化防止に係る対策に着手しております。まさに今日「地球温暖化対策推進大綱」というものが策定されまして、お手元に参考資料として縦長の両面コピーの紙を配布してございますけれども、これが本日決定された「地球温暖化対策推進大綱」の内容でございます。

先ほど御覧いただきました横長のものの概要を4ページの右長の表で簡単に御覧いただきたいと思いますが、大きく分けまして対策とライフスタイルの見直しという2つの枠組みがございまして、対策につきましては、地球温暖化対策の総合的推進、それからCO₂排出削減対策の推進、その他の温室効果ガス対策、植林等のCO₂吸収源対策の推

進、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発等の強化、国際協力の推進ということでございます。この中で食品産業にかかわります部分は小さい字で恐縮でございますけれども、2の4)の「産業界等の行動計画の事後点検」、それから3の1)でございますが、「代替フロン等3ガス対策」ということでございます。

具体的には、先ほどの縦長の「地球温暖化対策推進大綱」の8ページを御覧いただきたいと思いますが、8ページの上の方に(4)というものがございまして、ここに「産業界等の行動計画の事後点検」というものがございます。これは御覧いただきますと、産業界において策定された行動計画につきまして、関係審議会等により、その進捗状況の点検を行い、その実効性を確保するというところでございます。「また」ということで、このような行動計画を策定していない業種に対しましては、本年度中に数値目標などの具体的な行動計画の早期策定とその公表を促すということになってございます。

この縦長の紙の10ページを御覧いただきたいと思いますが、代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進ということでございまして、これも同じような内容の産業界の行動計画の点検、それから策定していない業種に対しまして本年度中の早期の策定と公表を促すということが書いてございます。

先ほどの横長の紙に戻っていただきたいと思いますが、5ページをお開きいただきたいと思いますが、この大綱に先立ちます法整備といたしまして、すでに今国会に2つの法案が提出されております。1つは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」及び新法といたしまして、「地球温暖化対策の推進に関する法律案」というものが2本提出されております。これにつきましては、いわゆる前者の省エネ法の改正案につきましては5月29日に成立しておりまして、後者の地球温暖化対策推進法につきましては、現在衆議院で審議中でございます。

そのポイントを簡単に御説明したいと思いますが、5ページの右側の「改正省エネ法のポイント」というものを御覧いただきたいと思いますが、大きく2つに分かれておりまして、1つがトップランナー方式導入によるエネルギー消費効率のさらなる改善の推進ということでございまして、これは直接食品産業には関係ございませんが、例えば自動車の燃料基準や電気機器の省エネ基準を各々の機器におきましてエネルギー消費効率が現在の既存製品のうち、最もすぐれている機能、性能を勘案するというようなトップランナー方式の考え方を導入しまして、あわせて担保措置を強化しております。

2点目といたしまして、工場や事業所におきますエネルギー使用の合理化の徹底ということでございまして、現在、エネルギー管理指定工場というのが指定されておりますけれども、これにつきましては、これを第1種エネルギー管理指定工場といたしまして、例えば製造業とかあるいは電気・ガス供給業等につきましてはそのエネルギー管理指定工場に指定されたものにつきましては、新たに合理化に関する将来の計画を義務づけるということになってございます。それから中規模程度の工場につきましては、工場、事業場でござい

ますけれども、これは全業種を対象といたしまして省エネルギーを徹底するための措置を創設しております。

6ページをお開きいただきたいと思いますが、6ページは地球温暖化防止法案のポイントでございますけれども、これはこの防止法案につきましては、大きく定めまして4点ございまして、のところでございますけれども、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めるということでございます。2点目といたしまして、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を策定するということが定められております。

3点目といたしまして、国、地方公共団体及び事業者の計画の策定というところでございまして、この基本方針に定めることに留意しまして、排出抑制のための措置に関する計画の策定及び実施状況を公表するということになってございます。ただ、市町村及び事業者につきましては努力義務ということでございまして、「努める」ということになっております。4点目といたしまして、温室効果ガスの総排出量の公表ということでございまして、政府は毎年、温室効果ガスの総排出量を算定して、これを公表するということになってございます。

7ページを御覧いただきたいと思いますが、先ほど御覧いただきましたように、「地球温暖化対策推進大綱」、あるいは地球温暖化防止法案につきましては、国を主導とした対策に加えまして、産業界等が主体となった自主的な取り組みを促すということになってございます。これに先立ちまして、経団連は産業界に対しまして、環境自主行動計画の策定を呼びかけておりまして、1997年、昨年でございますけれども、昨年10月までに全部で37業種の業種が計画を策定しております。食品産業におきましては、精糖業及びビール業界がこれに参加いたしまして、すでに自主行動計画を策定しております。

この経団連の環境自主行動計画の枠組みはその右側に簡単に書いてございますけれども、10ページをお開きいただきたいと思いますが、参考といたしまして、経団連の自主行動計画の作成要領を添付してございます。これにつきましては、その2の対象項目とこのを御覧いただきたいと思いますが、「地球温暖化対策」、それから「循環型経済社会の構築」、「環境管理システムの構築と環境監査」、「海外事業展開に当たっての環境配慮」という4点について計画をつくり、特に前の温暖化対策と循環型経済社会の構築については必ず盛り込むということの内容になっております。

3.のところを御覧いただきたいと思いますが、CO₂対策につきましては、CO₂排出総量かエネルギー使用量の削減割合、あるいはエネルギー原単位の向上割合を示しなさいということでございます。それから、廃棄物抑制、リサイクルにつきましては、リサイクル技術とかあるいは廃棄物最終処分量の削減割合を書きなさいということになってございます。

また7ページに戻っていただきたいと思いますが、この37業種が策定いたしま

した計画等につきまして、6月3日の通産省の産業構造審議会等関係4審議会の合同小委員会におきまして、この策定状況のフォローアップがすでに行われております。こういった、(3)のところでございますけれども、食品産業におきましてはやはり策定を促進しなければいけないということで、財団法人食品産業センターが中心となりまして関係業界の呼びかけを行いまして、本年2月18日から3回にわたり自主行動計画に関する会議を開催しております。

8ページを御覧いただきたいと思っております。次回の締約国会合でございますけれども、11月にアルゼンチンで開催される予定となっております。具体的な中身につきましては(2)でございますけれども、第3回の会合におきまして温室効果ガスの国別削減目標、政策・措置等の基本的枠組みにつきましては取り決めがすでになされております。したがって、第4回の会合につきましては、残された問題を議論するというので、排出権取引とかあるいは追加的な吸収源取り扱い、クリーン開発メカニズム、途上国の扱い等、京都議定書でルールの詳細について決定が行われなかった事項につきましてさらに議論が行われるということになってございます。

9ページを御覧いただきたいと思っております。今後の課題及び取り組みということでございますが、まず食品製造業におきますCO₂の排出量でございますけれども、90年で見ますと470万トンでございます。右側の環境庁資料によりまして部門別のCO₂排出量を見ますと、民生部門を含めた全体に占めるシェアは1.5%程度でございます。したがって、決して大きなものではありませんけれども、産業全体としての取り組みが進められている中で、早急な対応が必要となっているというふうに考えております。

(2)のところでございますが、ただ、CO₂を中心といたします温室効果ガスの排出につきましては、産業活動と密接に関連するものでございますので、現実に実効性ある対策が講じられるためには、産業ごとにその実体を踏まえた検討が必要でございます。このため、温室効果ガスの排出抑制対策に当たりましては、企業なり産業界がみずからその実体に応じた行動計画を策定することが必要であるというふうに考えております。

(3)のところでございますけれども、対策の実施に当たりましては、公平性の観点から、各業種が可能な限り足並みをそろえるということが重要でございます。また、食品産業は中小企業が非常に多いということにも留意する必要がございます。このため、できるだけ企業あるいは産業界が策定をするに当たって参考となるような手引きなりガイドラインを示すということが必要ではないかなというのでございます。具体的には、先ほど御覧いただきました経団連の要領をさらに食品産業にわかりやすい形で示す、そういったガイドラインを示すのが必要ではないかと思っております。計画の実効性を担保するため、計画の策定状況及び策定後の実施状況についてフォローアップを行う必要があると考えております。

資料4の説明は以上で終わらせていただきます。

資料5の1枚紙を御覧いただきたいと思います。先ほど「地球温暖化対策推進大綱」を御覧いただきましたように、産業ごとの行動計画につきましては、すでに立てられているものについては審議会等によりまして事後点検をやりなさいということになってございます。また、行動計画を策定しない業種に対しましては、本年度中に具体的な行動計画の早期の策定とその公表を促すということになってございますので、早急に対策を講じる必要があるというふうに考えております。つきましては、このような今後の地球温暖化対策の進め方につきましては、本食品流通審議会食品環境専門委員会におきまして以下のような段取りで策定の促進を図ることといたしたいと考えております。

まず本日、地球温暖化対策の現状について御議論いただきました上で、のところでございますけれども、5～6業種程度を選定いたしまして、個別事業者団体からの計画の策定状況のヒアリングをこの食品環境専門委員会の場で9月ごろに行いたいというふうに考えております。これを踏まえまして、進捗状況の取りまとめを10月から11月にかけて行いまして、この専門委員会に御報告いたしたいというふうに考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいま、地球温暖化問題をめぐる現状についての説明をいただきました。今の説明の中で食品産業センターにおきましては、すでに食品産業における自主行動計画についての会議を行ってきたという御説明がありましたが、これから質疑に入ります前に、その概要と、それを踏まえた食品産業の自主行動計画策定の動き等につきまして、委員より、討論に必要なための説明をいただければありがたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

委員 今御説明があった資料の4の7ページの右側に「自主行動計画に関する会議の概要」ということで簡単に御紹介があるわけですが、その前に私どもの食品産業センターが何をやっているかということをお話したいと思うのですが、食品の分野というのは業種の幅が大変広くて、業種別団体が恐らく200～300あるのではないかと思いますけれども、私どもの団体というのは財団法人ではありますけれども、約110の主要な業種別団体が会員になっていただいて、それで主として食品業界全体の共通問題をやっております。調査でありますとか技術開発ですが、それで環境問題も食品業界共通の大きな問題でございますので、私ども重要な問題の1つとしてやっております。

そこで、今年の会議の前に私ども約80ぐらいの業種別団体の方が2カ月に1回ぐらい定例的に集まりまして、それで最近の状況なり食品産業全体をめぐる状況なり、また役所からも出ていただきまして、いろいろな情報提供をやっているのですが、その中で地球環境問題につきましてもいろいろな形で情報提供なり重要性を各業種別団体に話してきております。

そういう延長上で今年に入りまして会議をやったわけですが、実はそれに先立ちまして、今年の1月からこの7ページの一番下に書いてございますけれども、「食品産業の環境問題への取り組み状況に関する実態調査」、これは私ども今年の1月から3月にかけて簡単な調査でございますが、主として地球環境問題について食品企業がどういう関心を持っているか。逆に言えば、調査をすることがまた関心を高めてもらう手段にもなるわけですから、ちょうど京都会議が終わったばかりでいい機会だと思ひまして、ごく簡単な調査をやりました。

まずその結果から申し上げますと、実は1,430社にアンケート調査を出しまして、回答は390社あったわけですが、約3割弱の回答率でございますが、二酸化炭素の排出抑制についてと廃棄物の処理・再資源化が中心でございますが、今後、エネルギー使用量の見通しはどうかということで、減少が可能という企業が約3割、それから横ばいと答えられた企業が同じく3割、そういう結果でございます。廃棄物の再資源化率につきましても、約3割の企業が再資源化率を上げることは可能だと、こういう回答でございます。それから、自主行動計画策定の必要性については、業界でありますとか企業で作ることが望ましいという方が約75%ぐらいいました。そういうことで、この問題について食品関係企業の関心というのはかなり高まっているのではないかという感じはしております。

そこで、3回にわたりまして今年会議をしまして、第1回は2月に経団連から、先ほどもお話がありました作成要領を中心にどういふふうに作っていくかということと、他の業種ではどんなふうになっているかというような話をやりました。第2回は3月ですが、精糖工業会とか日本製薬工業会、すでに作られたところの紹介をしていただきました。第3回は農水省の方から「地球温暖化対策推進大綱」の問題とか私どもの調査を報告いたしました。

こういう形で今各業種別団体が個別に勉強なり検討を始めている状況でございますが、個別に伺いますと、幾つかいろいろ問題もありまして、それは乗り越えなければいけないのですけれども、1つはこうした社会的要請、これは大いに各企業に周知徹底しなければいけない、こういう大きな問題で大変大事な問題であると。それとあわせて、やはり個別企業の経営者の方が認識するためには、ただ社会的要請というだけではなくて、自らの経営問題として認識するような説明が必要ではないか。そのためには、私の個人的な感じですが、これから環境コストが高くなっていく中で、経営合理化にこうした省エネとかコストの低下というものが必要だということを強調していく必要があるのではないかという感じがしております。

もう一つは先ほどの御説明でもありましたが、食品産業の場合、中小企業の比率が高いということで、これは業種別団体で多少差異はありますけれども、どちらかといいますと、先ほど御紹介のあった精糖とかビール業界というのは大企業中心でまとまりやすいということはあるのですけれども、中小企業が多いというのは2つ問題がありまして、1つはこ

ういう計画をつくるためには調査をやらなければいけないわけですね。エネルギーの使用なり実態調査をやらなければいけないわけですが、そこをどこまで把握するか。全部本当の家族経営の小さいものまで含めて調査しなければいけないのかどうかという問題があります。そこは私は個人的には全部その業界の100%の実態を把握しなくても、大半を押さえればいいのかという感じがしますが、まじめに考える方は全国にたくさんある中小零細企業までの実態まで押さえなければいけないのかどうかということを心配されておられる方もいますが、それからもう一つは業界として今度意思決定をしなければいけないわけですね。こういう計画をつくるという。その場合、やはり調査を仮に大企業中心でやっていくにしても、業界としてまとめるためにはそういう方の理解を得なければいけない。これは理事会なり総会で決定していくわけですが、そういうような努力が必要になってくる。それからもう一つは、各業界の、これは協会の事務局が中心になってやっていくわけですが、人的なり財政的な体制の問題があるかと思えます。

そういう問題はあるわけですが、私ども、農林水産省ともいろいろ御相談しながら、ある程度業界の範囲なり割り切るところは割り切って調査とか前向きに各業種別団体でやっていただけるように働きかけなり努力はしたい。今、業種別団体の方が心配されているのは、個別企業のエネルギー実態調査を全部やって、積み上げでいかなければいけないのかという、その辺を心配されているものですから、それは大作業になってしまって、そこは大企業、中企業中心で、ある程度のカバー率があればいいのではないかというようなことも申し上げているわけですが、そういう問題も含めてこれから積極的に働きかけて、食品業界としてもこの問題は大変大事な問題でございますので、やっていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 委員、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、あるいは委員の報告、これをもとに委員各位の御意見、あるいは質問という形で討論に入りたいと思います。

どなたからでも結構ですので、御発言があればどうぞ。

私の方からちょっと委員にお尋ねしたいのですが、業種が大変多岐にわたる、団体の数も相当多いというふうに思うのですけれども、この辺はどんな形で大体カバーできるということになるのでしょうか。

委員 私ども110の業種別団体の方が入っているのですけれども、実際に呼びかけて今年の2月から会議をやりましたのは28団体でございます、そのときの基準と言うと変ですが、考え方としてはやはりエネルギーの使用量が多い業種と申しますか、それが1つ、それからある程度大企業もあって比較的まとまりのいい業界と申しますか、おしなべて中小企業の団体というのが主体のところもあるのですが、そういうところはなかなか中小企

業が中心で全国にあって、その全国団体というのもあるのですが、そういうところでは作業がなかなか大変だし、まとまりにくいのではないかとということもありまして、どちらかという大企業もかなり入っていてまとまりのいい業界といいますが、それと事務局がある程度しっかりしている、そういうようなことで呼びかけをいたしまして28団体というところで働きかけをしたわけでございます。

もちろん、それ以外の方にも、2カ月に1回ほどまとめて会議をやっておりますので、そこで働きかけはいたしておりますけれども。

委員長 あとちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、今、中小企業というお話がありましたけれども、食品産業全体に占める中小企業の割合というのは圧倒的に高いというふうに聞いておりますけれども、この辺をどんな形で自主行動計画に合うような形に持っていけるお考えがあるかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

事務局 中小企業をどう引っ張っていくかという問題でございますけれども、先ほど資料5で御説明いたしましたように、まずやれるところは早急にやっていただくということを考えてございまして、委員からも若干御説明がありましたけれども、エネルギー消費量の多いところとか、大企業が多いところとか、そこをまず先行させてやるということが1つ、それで意識を持っていただくということが1つでございます。

資料の4の9ページの一番下のところに書いてございますけれども、中小企業が多いということはなかなかどうやって取り組んだらいいのかわからない、中小企業の方もどういう計画を立てればいいのかわからないということで非常に不安に思われるというふうに考えますので、できるだけこういうふうに作ってくださいというようなガイドラインなり手引みたいなものをつくって、それを業界団体を通じてお示ししていくことによりまして、できるだけ中小企業にも取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

どうぞ、どなたか、質問がありましたら。

委員、どうぞ。

委員 私は若干建設業の方でかかわったことがあるのですが、きょう出て、建設業というのは施工段階では数%という非常に小さい割合なのですね。ただし、運輸の方で言うと運輸建設業だけで3~4%持っていますし、鉄鋼とセメントとほとんどが建設資材の方に行く分を含めると、すぐそこだけでシェアで20%ぐらいになってくるわけですが、ですからこの業種別というものを見るときに、「食品産業」という言い方のときには、例えば食品流通ということで冷凍庫とか倉庫業をやっている方とか、あるいはいろいろな意味で食品流通というところもありますし、この辺を見ていくときに産業というときの産業のとらえ方とあと製造業という、食品製造業という言い方とは大分また違ってくるわけですね。ですから、建設業という従来で言うと直接が30数%で、全部入れると50

%だというような、建設業も実際に建物を建てて、その後の供用まで考えると5割を超えてしまうという言い方もするわけですが、ここでは2~3%しか出てこないという、そういう非常に乖離があるわけですが、ここで言う「食品産業」というのはどういふとらえ方でされることになるのでしょうか。

委員長 委員、どうぞ。

委員 広い意味で「食品産業」と申しますと、食品製造業のほかに外食産業とか食品流通業も広い意味で入るのですが、実はこの会議に私ども食品流通関係者の方と外食産業の団体の方も御案内はいたしました。ただ、これから私どもの作業としては、中心になるのは食品製造業が食品産業センターとしては中心になりますけれども、また外食の方も外食団体の方がこの会議に出ておられましたので、今度は外食グループの方としてどういふふうにやっていくか、その外食の団体の方が御議論になると思いますし、流通関係の代表する団体の方もこの会議には出ていただきましたので、今度は流通関係でどうするかということもそれぞれ御議論いただくということですね。

それからもう一つは、食品製造業全般でまとめてはどうかという議論もあったのですが、ただ食品産業はそれぞれ物によってエネルギー、生産の形が全然違いますし、オール食品でまとめて1つの計画をつくるというのはエネルギー使用実態なりこれがまちまちでございますので、そこはなかなか難しい。すでにつくられたビールとか砂糖とか、やはりそういう業種の実態に応じて業種別団体を主体につくっていただくのがいいのではないかと、そういうふうに思っております。

委員長 今、食品産業の中に外食産業もというお話がありましたけれども、外食産業界ではこの検討はもう始まっていらっしゃるのでしょうか。

委員 ちょうど、今期、日本フードサービス協会はちょうど期の初めが5月ですがけれども、5月からそれまで継続していました委員会のいわゆるリサイクル推進特別委員会というものを設けて2年前、足かけ3年前から活動を始めていますが、それまでは主としてはごみの排出抑制とリサイクルということを主たるテーマにやってきたということなのですが、この5月から環境問題ということをテーマに新たに設けまして、現在はその中にはCO₂の削減と消費エネルギーの削減という2つのテーマをひっくるめての環境問題というとらえ方でこのリサイクル委員会の中に部会を設けたということがございます。今、委員の御質問のところも、私どもその中で実態把握を現在しているところなのですが、それは対象は店舗でのCO₂の排出が例えばどうなるかということ、これは恐らくは熱源の消費熱量のところが一番関連してくるかなと思うのですが、店舗が一番最大だとは思いますが、もう一つは多くのところはセントラルキッチン、いわゆる工場を自社で持っておりますので、そこでどういふ排出をしているかということと、それともう一つはこれは別の団体ではあるのですが、フランチャイズチェーン協会の中のコンビ

二エンス部会などでもこの問題を取り扱っている場合は、店舗の配送の、つまり今御質問が出ていた運送、輸送の部分で、これでの発生が大きい。

この3つが我々が今実態把握しようとしているテーマではあるのですが、その配送の場合にまだこれも実態把握していないのですが、自社で輸送網を持っているところと、これをアウトソーシングしているところと両立で混在しておりまして、そうすると、運輸業界の中で統計として出てくる分と、例えば外食とかコンビニの方で出てくる分と、あるいは重複してしまうかもしれないということが例えばありますから、これは全体の把握を正確にしようという場合はどういう取り方をするかというルールをきちんと定義づけをしておく必要があるなというのは今の委員からの指摘の中で私も感じたところだし、それはこの実態把握をしていく上できちんとその辺をあらかじめ外注か自前かというか、自社でやっているかということの注記も入れながら実態把握をして、外食としてしかし総量として消費している、存在するがゆえに発生しているという部分は総量としてとらえなければいけないという認識に立っているということでございます。

委員長 ちょっと元に戻るようではありますが、委員にちょっとお尋ねしたいのですが、28団体のこういう行動計画作りが少し始まったということをおっしゃられましたけれども、今、委員から出されたように、例えば運輸とかそういう他の産業分野との関連性があるという御指摘がありましたけれども、その辺を踏まえた調査がもう始まった、先ほど調査に着手されたというお話があったのですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

委員 そうですね。恐らく製造部門に限定するのではないかと思うのですが、ただ自分で出している部分、これはここにもいらっしゃいますが、各業界でこれから調査をされる時に問題になってくる話だと思うのです、今おっしゃったように。どこまで取るか。ただ、私の感じでは、食品製造業については製造部門に限定して考えていくのではないかというふうに思っておりますが、特に食品製造業と申しましても、大企業は今いろいろな製品をつくっているわけですね。ですから、ある業種だけにはまらない企業がございまして、そういう企業は結局、例えばある特定の商品の業種で計画をつくられるときは、その大企業のその製造工程部分のエネルギー利用を抜き出してやっていくということになるのではないかと思うのですが、そうすると、どちらかという製造工程に限定されるのではないかという感じがするのですが、今、しょうゆ関係でも調査を始められているようですから、その辺、いろいろ。

委員 それでは、まだ調査に実際には移っておりません。実は、6月の29日に私どもの事務局の中でこの問題、これからどうやっていこうかということで打ち合わせをしようということになっております。今、本当の試案といえますか、そんなことでちょっと考えていることを申し上げますと、私どもの業界、先ほど来お話が出ておりましたけれども、中小企業の多い典型的な業種ですね。ただし、大きいところもある。トップ1社でもって3割のシェアを持っていますし、それからトップを含めてベスト5で5割、30社ですと

8割というようなシェアになります。全体は、帳簿上は今1,883社ですから、そういう状況です。調査も先ほどのお話にも出ていましたが、全社にやるということはなかなか大変ですし、また小さいところはそれだけの能力もないようなところもありますので、今考えていますのは、200~300社で実態調査をやってみようか。200~300社をやりますと、企業数にしては10%ぐらいなものですね、1,883社ですから。ですけれども、作業量から行きますとこれだけやればもう90%以上のものが把握できる、生産量から行けばですね。そうすると、エネルギーの消費量も恐らくそれに匹敵するのではないかというようなことで、今そんなことを考えております。

この際ですから、何回も何回も調査をするのは嫌ですから、いろいろなことを一遍にやっってしまうというふうに思っております。1つはエネルギーの消費量ですね、使用量。これはできれば工程別にできるかどうかということは今ちょっと検討しております。原料受け入れからどの段階でどういうエネルギーを使っているのか、具体的な計測はないにしても、経験値で何か得られればそういうこともやってみたい。

あとしょうゆには副産物ができるわけですが、しょうゆかすとしょうゆ油ができます。昔はそれぞれ飼料であるとか原料で100%使えたのですが、今は副産物と言っておりますけれども、実際には廃棄物に近い、産廃ですね。ほとんどが処分というようなことになっている。ですから、その出来高と処分の状況、それからそのほかもちろん汚泥であるとかいろいろなそういう廃棄物、そういうものもありますので、その発生状況と処理状況とか、それからあとこれから12年から容器の問題がさらに拡大されるわけですから、その辺の容器の状況等もあわせて調査しようかなと、こんなふうに実は思っております。その辺もこれから具体的なことを詰めていきたい。それから、その上で業界全体の状況を把握をして、行動計画の方へ結びつけていきたいというふうに思っております。

実際にいろいろな生産規模が随分違いますので、できればその後どこか、例えば2万キロの工場をモデルにして何かつくってみたい、そのモデルをつくってみたいとか、そんなことを今考えております。

それから、先ほどもお話が出ていましたが、今までも環境の問題というのはかつて公害の問題とかいろいろありましたからみんな関心は非常に持っています。ですけれども、実際に各企業の問題としてこれをどうやっていくかということになりますと、情報不足やあるいは能力不足、その他いろいろありましてなかなか行動には移らないというようなところがあるわけですし、社会的な重さ、あるいはこれから経営上もこういうものが非常に重要になってくる、あるいはその存続の条件にもなるというよなところ、その辺をいかに周知徹底し、それからもう一つは今、このほかにH A C C PであるとかI S O 9000、14001とか、そういう問題も抱えておりますから、各事業者になってみますと、どうもまだメリットがないと思っている方がかなり多いわけですね、特に中小になりますと。ですから、

投資、お金ばかりかかって、あるいはいろいろ手間ばかりかかって合理化であるとかコスト削減とか、そういったようなところのメリットに結びつかないという考え方が非常に強いのではないかと考えております。ですから、そういうところをもう少しPRし、説得していかなければいけないのかな。そんなことを思いつつ、6月29日に少し今後のスケジュール、進め方等をまとめる予定をしております。

以上であります。

委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ、委員。

委員 環境問題についての各メーカーの取り組みということなのですが、我々サイドとしては、主として工場を中心にいわゆるCO2を中心とした環境を汚すものがどうなって、何年までにどのくらい減らしていくのだというような自主行動計画を立てて取り組んでいるというのが実態でありまして、先ほど委員から御説明がありましたけれども、我々サイドとしては工場のそういう環境がどうなっているかというようなことが調査の対象になるというふうに考えます。

ただ、もうちょっと目を広く考えた場合に、例えば食品産業センターの方でもいろいろ調査されているわけなのですが、例えば先ほどの流通との関係とか、あるいは運輸との関係ということにおいて、世の中、消費者の方はお菓子などの場合ですと鮮度管理というか、新鮮なものを求めるというようなことで、例えば多頻度少量配送というようなことで毎日毎日少しずつでも配達してほしいというような要望が非常に強いわけですね。それに対して環境というか、CO2の排出というようなことから言うと、一度に10トン車で送った方が効率的である。我々の方としても、メーカーサイドとしてももちろん効率的なわけなのですが、その辺のいわゆる消費者なりそういう流通なりとメーカーとの間における調整というようなことを、いわゆる地球の環境というような問題を大きな目でとらえてどうあるべきかというようなことを、ただメーカーだからとか、あるいはただ消費者サイドというようなことだけではなくて、広い視野から十分検討してこうあるべきだというようなことを、解はないかもしれませんが、そういうような方向のディスカッションをしていたかどうかということをお我々としては希望したいということなのですが。

委員長 委員、手が挙がってありましたけれども、どうぞ。

委員 それでは、最後の部分、関係がありますので意見を言わせていただきたいと思うのですが、よく過度の鮮度志向という問題がありまして、ある調査によりますと、前に農水省の会合で伺ったのですけれども、なぜ食品を廃棄しますかという調査をしたところ、37%の人が消費期限が過ぎたから、賞味期限もありますしいろいろありますが、要するに期限が過ぎたから捨てるという人が多いということなのですね。これについては私たちがその表示方法がいいのかどうかというのは非常にいろいろ議論して決められたことですが、やはり消費期限なら消費期限は何のためにどういうふうにして決めてあるかということをお

きちんと消費者に周知徹底する、このことが大切だというふうに思っています。まだ誤解している部分が多いのではないかとのことですね。ですから、多頻度配送なんというのはこのぐらい置いたらこうなる、そこにまたごみの問題、リサイクルの問題、そういうものが付随して説明し切れていない。そのために鮮度志向を追うのはやむを得ない状況だったかなと。今後、十分その辺の議論をしていかなければいけない。それから小さい包装ですね。これも消費者とメーカーの方でコミュニケーションを図っていかなければならないというふうに思っています。

ちょっと話はそれますが、今度、卵に日付表示が入れられるわけなのですね。この問題もまた安全性との絡みで非常に問題があって、残された問題ではないかなというふうに思っています。

私も1つほかに質問があったのですが、いろいろ業種別にどうするか、分類をどうするかというような問題の中で、お酒ですね。それから牛乳のメーカー。この管轄が先ほど食品産業センターの中に私は入るのか、入らないのか、例えば牛乳メーカーでしたら、牛乳の問題で言ったら厚生省の管轄、お酒はたしか大蔵省じゃなかったかなと。ここをきちんとよく連絡を取りながら、ここに来ていらっしゃるから食品産業というふうにとらえてこの中で議論をしていくのか、それとも大蔵省や厚生省との関連になっているのか。こどもやはりきちんと連携を取るようになっておかなければならないなというふうに思っております。

それから、私、これは確認なのですが、今度、自主行動計画をつくるということのことについては大いに評価したいと思うのですが、今までこの会議では廃棄物のことばかりやっていて、リサイクルのことばかりやっていたのではないかなというふうに思って、ここに突如としてCO₂が出てきたということは、今後は自主行動計画では環境問題としてとらえ、その中にリサイクルとエネルギーと両方、いろいろなものをここに組み込んでいくというふうに解釈していいのかがどうか、これは確認でございます。

それから、先ほどの問題で委員さんがおっしゃったスーパーは食品産業として入っているのかどうかというのがよくわからないのです。例えば、スーパーが入りますと食品を売っているところと衣料品を売っているところがあるけれども、そうすると食品産業センターの管轄になってくるのはスーパーの中の食品部門だけなのかなという、その分類がわからなくて、先ほどからの製造業に限ったらどうかということについてはそれはそれでいいのかもしれませんが、そのほかとして非常に気になっているのがスーパー、コンビニエンスなのですが、そこがどういうくくりでこの計画の中に入っていくのかなという、これは質問でございます。

いろいろ言って申しわけありません。

委員長 それでは、事務局の方でお答えください。

事務局 事務局の方から2点お答えしたいと思います。

1点目が環境問題の中で地球環境問題をこの委員会で今後取り扱っていくかどうかというところでございますけれども、最初に委員長の方から御説明していただきましたように、地球温暖化問題というのが政府全体として非常に進めなければいけない問題になっておりまして、特に関係審議会の場で十分フォローアップをしるということになってございます。したがって、この温室効果ガスの問題につきましては、この食品流通審議会の食品環境専門委員会の場で御議論をいただきたいというふうに考えております。

2点目のスーパーとかコンビニの問題でございますけれども、これにつきましては、すでに経団連の自主行動計画におきましてチェーンストアは入っております。これはチェーンストアはどこが所管するかという問題もあるのですが、商業ということで通産省の審議会の場におきまして、すでにフォローアップも開始されております。コンビニも同じ状況でございます。通産省の関係審議会の場で一応フォローアップしているという状況になってございます。

以上でございます。

委員長 先ほど委員から多品種少量配送のような要するに取引システムそのものと環境問題とのすり合わせとかそういうことも必要ではないかというお話がありましたし、今、委員から、消費者との関係ということも非常に大事だという御指摘がありましたので、当然そういう視点も持ちながらこれから自主行動基準の問題というのは考えていく必要があるのではないかということで、もう一つ今日は大事なテーマがありますので、本日は第1回目ということもありますので、温暖化問題については、じゃあもう一人だけ、委員、どうぞ。

委員 今までの例えば排水にしても廃棄物にしても同じ経緯だと思うのですが、こういうもので新しくデータを積み上げていくときに、例えば9ページにありますようなCO₂が食品関連で4.7万トンというその積み上げの内容証明というのがはっきりしないものですから雑駁であると、すぐいわゆる食品工場、そこはどこが悪いのかというような形で、いわゆる法規制が来るとそれに対応しなければいけないという、特に排水や何かもそういう事例が多々あったと思うのです。ですから、先ほど調査を改めて開始、または勉強会をするということであれば、余り加工、生産部門だけに偏重しないで、この3つの、例えば大きく分けると流通と加工と外食産業的ないろいろにあれがあると思うのですが、その各々の比率というのでしょうか、内容証明的にどこがどの程度ウェイトが重いのか、軽いのかというような実態を概略的にでもとらえておく必要があると思うのです。ですから、あらかじめもうこれだけに限定してしまうというのは得策ではないと思うのですね。

ですから、広く一般に網をかけておいて、そのパート、パートがどの程度のウェイトであるかというそういう評価をしていきながら徐々に、例えば加工部門が一番重点的にウェイトをかけてやっていくというような議論をしないと、これはうちでは関係ないよとかで

すね。ですから、特にISO関連が先ほどちょっとお話がありましたように、廃棄物を外に出そうという、外に出すという言い方はちょっと語弊がありますが、いわゆる専門業者に委託をしようという考え方がだんだん入ってくると思うのですね。そのときには当然排出者責任というのは問われるわけですが、じゃあその数字を入れるのか入れないのかという話にもまたなってくるわけですね。ですから、そういう意味も含めるといろいろなところで重複はしてきますけれども、ですから余り限定しない状況で物事を議論、または調査対象として網をかけられたらいかがでしょうかということです。ですから、その議論をもうちょっと深めてやられる必要はあるかなというふうに思いますけれども。

委員長 今の委員の御提案については、事務局としてはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

事務局 温室効果ガスの対策で他部門との連携を広く網をかけるべきだということですが、例えば、ビールの立てられております暫定計画におきましては、物流効率化によって排出抑制を行っていきますよと。例えば、軽量びんを導入するとか、そういう話がすでに入ってきておりますので、そういった例えば流通部門とか、あるいは外食とか、そういう各他部門との連携という話は重要な問題だと思いますので、そういう問題も含めまして検討させていただきたいと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 済みません。もう次の議題に進みたいところでしょうから簡潔にと思いますけれども、ただここで私どもの立場にとってはまず実態把握ということの目的は、つまり例えば店で言っても、先ほど言いました3カ所実態把握しようということですが、それぞれのところで発生している項目と比率はそれぞれ違うものですから、その中で、例えばA、B、C分析して一番発生の多いところがつまり攻めていくポイントになるから、その場合にどういう有効な削減手段を講じようかというテーマを見つけるためのそれということにあくまでも目的は立脚したいと思いますので、一方ではどこがどう影響をもたらしているかということの調査はこういうところでは必要だとは思いますが、そのための情報提供はしますがということですから、それはどういう情報が欲しいということに対応するという立場にあくまでも準じたいというふうに思いますので、そのように御理解賜ればというふうに思います。

委員長 わかりました。

委員 1つだけいいですか。

委員長 どうぞ。

委員 ちょっとこれは質問なのですけれども、先ほどの説明を聞いていまして9ページなのですが、「国においては、企業または産業界が計画を策定するに当たって参考となるべきガイドラインを示す」というふう書いてあるのですが、これは具体的にガイドライ

ンというのは早急にお示しになるのでしょうか、それとも先になるのでしょうか。

事務局 恐らく経団連がすでにこういう自主行動計画作成要領を出しておりますけれども、これは食品産業版にわかりやすく、こういうことをポイントにつくってくださいよというものを早急につくりまして、お示ししたいというふうに考えております。

委員 はい。

委員長 では、秋からまたこの問題については本格的な議論をこの場で展開したいというふうに思いますので、今日はこのぐらいにさせていただきたいと思います。

紙・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化手法・分別収集基準等について

委員長 続きまして、「紙・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化手法・分別収集基準等について」の議題に入らせてもらいたいと思います。

それでは、まず事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。横長のペーパーでございまして、標題が「容器包装リサイクル法全面施行に向けての考え方について」というものでございます。

まず、1ページの 〇の基本的視点でございまして、平成9年度の実施状況等でございます。右側の表1を御覧いただきたいと思いますが、びん、それからPETボトルの実績が書いてございます。その品目の「ガラス計」という項目を右の方に御覧いただきたいと思いますが、引取契約量が22万8,000トンでございまして、これに対しまして実績が14万8,000トンでございます。これは若干引取契約量に対しまして実績が少ないわけでございますけれども、この原因といたしましては、市町村の収集計画量と収集実績の乖離、あるいは市町村による独自処理といったものがあつたためではないかというふうに見ております。それから、PETボトルの場合には、1万4,000トンが契約されまして、ほぼ同量の1万4,000トンが実績として引き取られておりまして、おおむね順調に推移してございます。

2番目の(2)のところでございますけれども、容器包装のリサイクル状況ということでございます。右側の表2を御覧いただきたいと思いますが、そこで再生利用率とか、あるいはリサイクル率とかカレット使用率というものがございまして、スチール缶のところを8年の実績で見ますと大体再生利用率が77.3%、それからアルミ缶の場合、平成9年度が72.6%、ガラスびんの場合67.4%ということで、7割以上、あるいは7割に近いということで相当リサイクルが進んでいるのではないかというふうに見ております。これに対しまして、飲料用紙容器につきましては2割弱、それからPETボトルにつきましては平成8年の法律の施行前が2.9%の回収率でございましたが、法律が施行されまして9.7%へ非常に拡大したものの、まだ1割弱ということでございまして、この2つにつきまし

てはリサイクル率の一層の向上が課題かなというふうに見ております。

2ページを御覧いただきたいと思います。平成12年度から分別収集なり再商品化の対象となります容器包装のまず特性を見ていただきたいと思いますが、まずその他紙、あるいはその他プラスチックというものでございますけれども、表を御覧いただきますと、非常に多種多様なものが存在するということでございます。それから、例えば品質保持とか安全性のために複合素材を用いているケースが多いということでございます。例えば、廃棄された場合、食品残さ等の付着のため汚れている場合がやむを得ず出てくるということございまして、例えばマヨネーズとかそういったものはどうしても付着するという状況でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。これに対しまして、同じく分別収集、再商品化の対象となります段ボールにつきましては、すでに有償、または無償でリサイクルされるルートが確立されておりまして、リサイクル率も99%に達しているというふうに通産省のデータでは出ております。

3の「平成12年度施行に向けて基本的に留意すべき事項」でございまして、これまでの実績、あるいは対象となります容器包装の特性などを見ますと、以下の点について留意すべきかなというふうを考えております。

1つが基本的な考え方でございますけれども、これにつきましては、すでに環境基本計画におきまして基本的な考え方が示されておりまして、1つが廃棄物の発生抑制、それから使用済み製品の再使用、これはリユースということでございますが、それから回収したものを原材料として利用するリサイクル、これをマテリアルリサイクルとっておりますが、これが技術的困難性、あるいは環境への負荷の程度等の観点から適切な場合、環境保全対策に万全を期しつつ、エネルギーとしての利用という、この4つの間には優先順位があるということが言われております。

(2)でございまして、一方でということで、ただリサイクルにつきましても、基本的には大きな環境対策の一環としてのものがございますので、リサイクルを行うことによってエネルギーの浪費があったり、あるいは新たな環境負荷の増大につながるということではまずいものがございますので、その点についても十分配慮を行う必要があるということでございます。

3点目といたしまして、リサイクルを実施する、要するに法の円滑な施行を図るためにはリサイクルシステムや消費者も大変ですし、それから市町村も大変です。それから事業者もお金等を負担していく、こういった制度運営に要します社会的・経済的負担がございますので、これを十分配慮しまして、なるべくなら軽減させていくことが重要ではないかなというふう考えております。

4ページ目をお開きいただきたいと思います。柔軟なシステムの構築ということござ

いますけれども、右側の表5を御覧いただきたいと思いますが、太い字で書かれているのが新たに分別収集、再商品化の対象となります容器包装でございます。これに対しまして、細い字で書かれているものがすでに分別収集なり再商品化の対象とされているものでございまして、現在、ガラスびん、PETボトル合わせまして250万には達しないという状況でございます。これに対しまして、新たに入ってくるその他紙、その他プラスチック、それから段ボールにつきまして、それぞれ厚生省なり通産省の試算値をもとに大体見ますと、多く見積もると700万トンぐらいあるということで、対象となる量が極めて多いということでございます。

しかしながら、左側の(4)を御覧いただきたいと思いますが、対象となる量が極めて大きいにもかかわらず、再商品化の手法につきましては、これまで御審議いただいたようになかなか課題も多いということでございまして、12年度に向けまして法律の円滑な施行を図るためには分別収集から再商品化に至るシステムを柔軟に構築し、さまざまな場合に対応することができるようにすることが重要ではないかなと考えております。

(5)が透明性・公平性の確保ということでございまして、表6を御覧いただきたいと思いますが、現在、ガラスびん、PETボトルにつきましては、特定事業者の数につきましては、私どもなり通産省が推計したところによりますと、平成9年度で大企業でございますので、500ぐらいかなというふうに見ております。これに対しまして、平成12年度に義務の対象となりますのは、そこの大企業と中小企業でございまして、その他紙の容器包装とその他プラスチック製の容器包装の特定事業者につきまして、相当部分重複しておりますので、この19万8,000、20万、それから1万、1万を足してこれが合計ということではございませんが、仮にすべて重複していると考えましても、少なく見積もっても20万ぐらいは特定事業者数が出てくるのではないかというふうに見ております。

こういうふうに飛躍的に拡大いたしますので、新たに負担を行うこととなります事業者に対しまして義務の履行を求めていくわけでございますけれども、特に透明性の高い公平な制度を構築いたしまして、制度の内容を対象事業者に十分説明する責任が国としてあるのではないかというふうに考えております。

5ページをお開きいただきたいと思いますが、ございまして、「食品容器包装に係るリサイクルの基本的考え方」ということで、で見ました基本的視点を踏まえまして、食品容器包装に係るその他紙・プラスチック製容器包装の分別収集なり再商品化につきましては、次のような視点で整理を行うことが必要ではないかなというふうに考えております。

まず、その前に資料5の右側の表を御覧いただきたいと思いますが、再商品化に関する用語の整理ということで、再商品化ということについて、通産省はこういった整理を行いたいということでございまして、現在、私どもの4省庁でも議論しておりますが、1つがマテリアルリサイクル、これまで原材料としてのリサイクルというのは2つあるということを通産省は言っております。1つが狭義のマテリアルリサイクルということで、材料リ

サイクルということでございまして、プラスチックをプラスチックに戻す。それから、紙を紙に戻すというようなそういった材料としてそのまま利用するためのリサイクルを材料リサイクルと呼ぼうということでございます。2つ目がケミカルリサイクルということでございまして、ドイツの方では何らかの化学的プロセスによるリサイクルをケミカルリサイクルと呼んでいるということでございまして、ドイツでは油化、高炉還元法、ガス化をケミカルリサイクルの一種として整理しているということでございます。2点目のサーマルリサイクルでございますけれども、熱を回収することによりリサイクル利用を図るものをサーマルリサイクルと呼ぼうということでございます。

それで、一応こういった通産省の用語の整理を踏まえまして、私どもとしてどう考えるべきかということが5ページの左側に書いてございます。1つが材料リサイクルは積極的に推進しようということでございまして、先ほどの環境基本計画でも見ていただきましたように、マテリアルリサイクル、これは原材料として利用するリサイクルを行うのが基本でございますので、まず材料リサイクルを行うことが可能かどうかを十分検討する必要があるのではないかということでございます。ただ、この場合、消費者にとって当然分別排出をしていただかないといけないわけでございますので、外見上、分別が非常に容易であるというもの、それから技術的、コスト的にも材料リサイクルが可能なものについてはこれは積極的に分けたいしまして、リサイクルをすべきではないかというふうに考えております。

例えばということで、現在検討しておりますのは発泡スチロールトレーでございますけれども、一部の地方公共団体や事業者の自主的取り組みとして分別収集と材料リサイクルが行われております。発泡スチロールトレーにつきましては、生産量が7万6,000トン程度生産されておるようでございますけれども、うち7,000トン程度が材料リサイクルされているというふうに言われております。現在、技術開発中でございますけれども、アルミラミネート紙パックにつきましては材料リサイクルの技術的可能性が高いということで、これは技術開発ができ次第、直ちに積極的な材料リサイクルの推進を検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

2点目でございますけれども、材料リサイクル以外のリサイクルの実施ということでございます。これは材料リサイクルが技術的、コスト的に困難であるけれども、食品残さの付着がないもの及び洗浄等により容易に残さが除去されるものなど衛生的に問題がないものにつきましては、基本的にケミカルリサイクルやサーマルリサイクルの対象として推進を検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

3点目でございますけれども、かなり食品特有の問題もございまして、食品残さ等が付着いたしました容器包装の取り扱いをどうするかという問題がございまして、例えば、洗浄等によっても食品残さ等が容易に除去できない。腐敗の恐れがあるものがございまして、例

例えば、油脂分の多い食品等が付着したものにつきましては、これは消費者が洗浄するのも大変ですし、その洗浄によりまして水質が悪くなるという問題もございます。新たな環境負荷が生じる場合もございます。それから、市町村が保管している際に腐って異臭を放つというような問題もございますので、こういった衛生対策の問題から、分別収集時の取り扱いについて検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

6 ページを御覧いただきたいと思います。再商品化手法の問題でございますけれども、1 つが材料リサイクルができるものについては積極的にするというところでございまして、先ほど御説明いたしましたように、発泡スチロールトレー、それからアルミラミネート紙パックにつきましては積極的に材料リサイクルの推進を検討する必要があるというふうに考えております。推進に当たりましては、できるだけ積極的に推進するという見地から、分別収集の普及状況、あるいは再商品化能力等を勘案しつつ、一定の目標を定めて促進を図ることも重要ではないかというふうに考えております。

ただ、いろいろ通産省の方とも検討させていただいているのですが、発泡スチロール以外のプラスチック製容器包装の材料リサイクルにつきましては、相当程度の精度の高い分別作業が必要となる。あるいは、異物の混入が避けられないということなどから、なかなか材料リサイクルが当面困難ではないかなというふうに見ております。

2 点目でございますけれども、材料リサイクル以外のリサイクルでございますが、先ほど6 ページの表なり7 ページの右側の表で紙のプラスチックの再商品化の手法を一応一覧表にしてございますが、さまざまな手法が検討されておりますけれども、コストとかあるいは製品需要等、こういった大事な部分が必ずしも明確ではないという問題がございます。したがって、これらの方法につきましては将来的な技術開発がどうなっていくのか、開発の可能性、あるいは特定の事業者だけではなくて、汎用的にこういった技術の利用可能性があるのかどうか。それから、再商品化コストはどうなるのかといったさまざまな問題を十分考慮いたしまして、現時点で単一の手法に限定せず、可能な限り広範な方法による再商品化を推進すべきではないかというふうに考えております。

一方ということで、これらの手法につきましては、廃棄物処理と外見上同様の形態を有している場合もございます。例えば、7 ページの表8のプラスチックの再商品化手法の表を御覧いただきたいと思いますが、例えば高炉還元剤としての利用、あるいはセメント原材料としての利用、あるいは固形燃料化等、これらのものにつきましては、現在、産廃処理として実用化されているということもございますので、そういった廃棄物処理とリサイクルの仕分けといいますか、この法律で申しますとどの時点でリサイクルに資する、有償または無償の製品となるかなど、廃棄物処理との区別を明確化していくことが必要ではないかというふうに見ております。

サーマルリサイクルでございますけれども、6 ページの下の方でございますが、こういった観点もございますので、熱回収効率、あるいは生活環境保全等の観点から高度な利用

が可能なもの等、何らかの留保条件を付しまして検討する必要があるのではないかというふうに見ております。

8ページを御覧いただきたいと思います。8ページの「分別基準」についてでございますが、その前に11ページの参考でございますが、これは厚生省の資料でございますが、「分別基準設定例」というものが添付してございます。11ページ、12ページでございます。設定項目につきまして、5つほど項目がございまして、保管単位、保管形態、異物規定、衛生規定、区分規定というものがございまして、保管単位はどのぐらいの分量を収集しているのかということ、それから保管形態は、例えば紙の場合だと結束されているとか、あるいはPETボトルの場合は圧縮されている、こういう保管形態のことでございます。異物規定につきましては、これは他の素材が入らないことというような問題でございます。衛生規定は洗浄されて乾燥されているとか中身を使い切っている、残さがない、そういった問題でございます。区分はどのような区分をするのかということございまして、例えば現在、ガラスにつきましては無色、茶、その他のものというような区別をしております。

8ページに戻っていただきたいと思いますが、まず分別の区分でございますけれども、先ほどから御説明いたしておりますように、材料リサイクルが可能な容器包装につきましては、材料リサイクルの拡大推進の観点から区分設定を追加することを検討いたしたいというふうに考えております。具体的には現在材料リサイクルが行われております発泡スチロールトレイにつきまして、12年度施行に向けての区分設定を検討いたしたいというふうに考えております。また、材料リサイクルシステムの構築が可能なアルミラミネート紙パックにつきましては、ただ現在技術開発中でございますので、構築状況に応じまして、かつ消費者や市町村の負担にも留意いたしまして、12年度以降に区分追加を検討する必要があるのではないかというふうに考えてございます。

2番目でございます。異物の問題でございますが、対象素材の容器包装のみが特定事業者の再商品化義務を対象ということでございますので、基本的には容器包装以外の異物は排除すべきではないかなというふうに考えております。ただ、しかしながら現在、分別収集の状況から見まして、例えばPETボトルの場合にも若干の異物が入ってくるという問題もございまして、ある程度の異物の混入は避けられないということもございまして、特に消費者に対しまして分別排出を徹底していただきたいということをお願いするとともに、市町村に対しまして、粗選別の負担を求めていきたいというふうに考えてございます。こういったことを前提といたしまして、引取時におきましてどのぐらい異物が入るのが許容できるのかというその程度を検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

3点目の食品残さの問題でございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、食品の容器包装の特性といたしまして、食品残さの問題がございまして、洗浄等によりまして

も食品残さ等が容易に除去できないため腐敗の恐れがあるものにつきましては、先ほど申しましたように消費者の洗浄によります環境負荷の観点、それから市町村の保管時における衛生対策の問題から、分別排出や分別収集を行うに当たっての留意が必要と考えますので、分別基準に例えば洗浄され、乾燥されていること、食品残さ等の有機物の付着がないこと、内容物を使い切ったこと等の要件を付することを検討いたしたいというふうに考えております。

9ページを御覧いただきたいと思います。まず、その他ということでございますけれども、リサイクルより先にやることがあるということございまして、廃棄物抑制やリユースの推進をまずやる必要があるのではないかとというふうに考えております。例えば、廃棄物の発生抑制につきましては、包装の簡素化といった問題、あるいはリユースの場合だと基本計画にも書いてございますけれども、リターナブルの問題がございます。こういった方策について検討を行う必要があるのではないかとというふうに考えております。

2点目といたしまして、現状では材料リサイクルできるものは先ほど御説明いたしましたように発泡スチロールトレイとアルミつきの紙パックでございますけれども、できるだけ材料リサイクルの推進を図るという観点からリサイクルしやすい素材、形状の容器包装への開発及び転換の促進を図る必要があるのではないかとというふうに考えております。ただ、差別化などの販売戦略もございまして、企業の経済活動の自由もございまして、これは尊重しないといけないだろう。特に、食品につきましては、品質保持とか安全性の問題がございまして、容器包装もかなりそういった問題にも留意しないといけないということで、これらに留意しながら開発、転換を促進する必要があるのではないかとというふうに考えております。

3番目でございますけれども、「特定事業者の義務の適切な履行の確保」ということございまして、この法律自体、非常に特定事業者からの自主申告という制度になっておりますので、義務履行者と不履行者との間におきましてコスト負担等の差があつて市場において不公正な競争状態が生じないようにすることが重要でございます。先ほども御説明いたしましたように、対象事業者が500社程度から20万社に大幅に拡大することが想定されるとともに、義務の対象といたしまして紙、プラスチックの容器包装が加わることでより莫大な数に上りますので、新たな対応が必要ではないかとというふうに考えております。

この体制整備に当たりましては、社会的に見て効率的な仕組みにすることが必要でございます。市場調査をしたり、あるいは義務履行者についての表示制度等の海外の事例も参考にいたしながら、地方支分部局の業務を強化等、適切かつ有効な手法について検討を行う必要があるというふうに考えております。

10ページを御覧いただきたいと思います。「普及啓発」の問題でございますけれども、平成12年度から義務の対象となります中小企業事業者に対しまして、現時点では容器包装リサイクル法の内容が十分に周知徹底されていないというふうに感じておりますので、

関係機関との連携のもと、積極的な普及啓発を行う必要があるのではないかというふうに考えております。

5番目でございますが、「指定法人の的確な業務の推進」ということございまして、指定法人の平成12年度以降の円滑かつ効果的な業務の推進を図るため、指定法人におきまして新規事業部の組織体制と業務運営のあり方を検討するとともに、入札制度を含めた再商品化事業のあり方について検討を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

これまで4回にわたって検討をしましてまいりましたまとめをやっていただきましたし、また平成12年の完全施行に向けての基本的な考え方と留意事項を大変わかりやすく整理していただいたというふうに思いますけれども、ぜひつけ加えるべき事項とか、あるいは指摘している内容でさらにこういう視点が必要だという御意見がありましたら、これから頂戴してまいりたいというふうに思います。

委員、どうぞ。

委員 数点お伺いをいたします。まず9ページのその他の2でございますが、まさに「リサイクルしやすい素材、形状の容器包装への開発・転換の促進」ということでございますが、これから取り組むということでございますけれども、具体的な内容、あるいは今後の1つの見通しというものをもちましてはぜひお知らせをいただきたいと思います。

あとは今委員長が申しましたように、例が示されたわけで、私ども市町村としましてはこれはほとんど厚生省の所管分でちょっとあれかなと思いますが、数点、この場でおわかりのものはお答えをいただきたいと思います。また後日ということもあろうかと思いますが。

まず1点目としまして、全面施行に向かってこのように例が示されたということで大変関心を持ったところでございます。それで、この例示の中での各品目の排出量、これは排出量と引取量と再商品化量といいますが、こんなものが大ざっぱにおわかりでしたらお知らせをいただきたいということと、やはりまた再商品化事業者、これは受け皿として大体どのようになっているのかということをお願いをしたいと思います。

それから、我々市町村としましては、9年度から大変な関心を持ってこれに対応してきております。そういった点で9年度、10年度の実績を踏まえてこの市町村の参加というのはどのように受けとめておられるのか。先ほどのように順次やっていくというものもございまして、今度は全面施行になるのだから市町村一斉に行けとかいろいろな考え方があるかと思いますが、そのあたりはどのように受けとめられているのかというようなこと。

それから、例示の中にもございましたが、特にそれから食品という形で、5ページの方

で洗浄云々というような形で一番の課題があるかと思えます。それぞれの役割分担ということ、このあたりをいつごろまでに具体的に検討なさるのかというようなことをございます。

それからもう一点、これはまさに厚生省の所管になるかと思えますが、今、厚生省の方では60市町村に対しましてモデル都市という形で事務を進めております。その場合に、この例をもって市町村、自主的にいろいろやってみると、こういう試行なのか、あるいは例示ではなく、市町村独自でやっていく、こういうようなことも含まれているのか。

そんな点につきまして、できましたら、わかる範囲内で結構でございますが、お知らせをいただきたいと思えます。

以上です。

委員長 それでは、事務局からお願いします。

事務局 まず後段の方から現在の状況等を御説明いたしたいと思えますけれども、現在、通産省、それから厚生省、それから私ども、国税庁の間で具体的にどうしようかなということ順次協議をしております、私どもはこのお示した考え方に基づいてこれから協議をしてみたいと思っております。

ただ、一番後ろについてございます11ページ、12ページの分別基準設定例でございますけれども、最終的にはこの分別基準につきましては、主務省令で定めるということになりますので、できるだけ早い時期に主務省令が制定できれば制定いたしたいというふうにございますけれども、できない場合でも例ということではなくて、ある程度確かなもので示さないと混乱が生じるというふうにございますので、早急に詰めていきたいというふうにございます。

それから、排出量でございますけれども、先ほどの資料の4ページを御覧いただきたいと思えますけれども、その他紙、プラスチック、段ボールを合わせまして表5のところを御覧いただきたいと思えますけれども、大体紙が200万～300万トンと厚生省で推定しているようございます。それから、その他プラスチックは通産省の推定によれば300万トン、段ボールが91万トンということございまして、合わせまして700万トンぐらいはあるのかなということございます。

再商品化の能力につきましては、最初にもちょっと御説明いたしましたように、今、必ずしも明確ではないということがございまして、今後どのぐらいできるのかということをございます。

9ページのところの2の「リサイクルしやすい素材、形状の容器包装への開発・転換の促進」でございますけれども、これは非常に難しい問題でございまして、先ほど申しましたように、企業の経済活動の自由の問題、あるいは製品の品質保持、安全性の問題もございますので、今後検討していきたいというふうにございます。

以上でございます。

委員長 ということによろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 委員、どうぞ。

委員 今の御質問に対して、分別する側からやはり非常に気になっているところで、例えば今の「容器包装リサイクル法全面施行に向けての考え方について」の2ページに「複合素材が多いこと」というのがありますね。そして、5ページにも1のところ「外見上分別が容易であり」という、こういう分別が容易である方向でやらなければいけないということなのでしょうが、これからあるその他プラスチックとその他紙が分別の対象になる場合、今思っているのは、例えば小麦粉の袋は外から見たら紙ですね。だけど、中にはポリエチレンでしたか、それが入っているわけですね。それを私たちは紙に入れるべきか、プラスチックに入れるべきかというような区別がつかない。ですから、多分みんな見かけ上、紙の方へ入れてしまうと思うのですね。そうすると、今度はずっと後段で出てくる容易にリサイクルシステムに乗せられないという、再商品化の中も、例えば材料リサイクルだとかケミカルリサイクルではなく、それはもしかしたらサーマルリサイクルの方に行ってしまうのかもわからないというふうに私は思うのですが、できるだけ望ましいのはリユースであり、サーマルリサイクルも材料リサイクルであり、それからケミカルリサイクルでありというふうに考えて来ると、やはり燃料化ということについて、そこをなるべく少なくしようとした場合、そういう複合素材をどうするかという問題があると思うのです。そしてその場合、どちらに入れたらいいかということをはきちんとわかるようにどうやって知らせていくのかというのが私の非常なる懸念というのですか、心配でございます。

それから、この文章で言えば8ページの3の「食品残さ」の問題というところで、上から2行目なのですが、「消費者が洗浄すること等により」と書いてあるのですけれども、この「消費者」というのはだれかというのがもう少しはっきり、例えば食堂とか事業者、これは産業界というふうにも思いますけれども、例えば残ったものというのはやはり個別の家庭の人だけではなく、いろいろなことが絡んでくるのではないかとこのように思います。ここをもう少し明確にしておく必要があるのではないだろうかというふうに思います。

前に戻って恐縮ですが、6ページの2番のところ「有償または無償の製品」となるかなど廃棄物処理との区別を明確化しておくことも必要である」ということの絡みで言えば、私はこれは通産省で質問しようなんて前から考えていたのですが、できなかったのもしわかれば教えていただきたいのですが、表7の、まあ表7に限りませんが、固形化するのか、どこに持っていくのか、何にするのかという、そういう区別をだれがやるのかなというのがわからないのです。この基本的な考え方ではなるべく環境基本法から言えばサーマルリサイクルで行こうというふうに決められていますね、リユースから。そのときにさっき言いましたように、じゃあ燃してしまえ、面倒くさいからということで

そっちへ全部流れる可能性だってあるわけで、そこを誰がどう判断して、それは地方自治体なのか処理業者なのかというようなことが、もし何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

お願いします。

委員長 それでは、事務局、よろしくをお願いします。

事務局 3点ほどあったかなというふうに思いますが、1つは区分の問題、非常にわかりにくいという、どこに分類したらいいのかなということで分別する側としてそういったものはどういうふうに判断したらいいのかなということでございますけれども、例えば紙とプラスチックの複合素材、非常にたくさんございまして、なかなか私どもこれが外見上、紙なのかプラスチックなのかわかりにくい場合も実際にはございます。その場合、基本的には複合素材の場合、整理いたしますと、例えば紙とプラスチックの複合素材の場合にはどちらの分量が多いのかということによりまして、例えば紙の割合が50%を超えれば紙、恐らくそういった整理をせざるを得ないと思いますけれども、実際の分別排出の場合におきまして非常にわかりにくいこともあると思いますので、どうやったら例えばわかりやすくなるのか、消費者の方が簡単に分別できるのかということについて4省庁で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の洗浄の問題、「消費者」というのはどういう範囲なのかという御質問でございますけれども、これは基本的には家庭からのごみが容器包装リサイクル法の対象になっておりますので、家庭というのですか、いわゆるそういった一般廃棄物を出します一般の消費者というふうに考えていただきたいと思いますと考えております。

再商品化手法がたくさんあるではないか。どういうふうにこれを区分していくのかという問題でございますけれども、これは10ページの指定法人の問題にもかかわってまいります、手法がたくさんありますとどこにどうやって持っていくのか必ずしも決まっておかないという問題もございますので、そういったことも含めまして業務運営のあり方なり入札制度を含めた再商品化事業のあり方につきまして、4省庁の間で詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

どうぞ、委員。

委員 関連で要望でございますが、ただいま各省庁と具体的な検討と、まさに期待しておるわけなのですが、ただ今回の対象になるものは、指定法人もできましたし、それだけの経験もございますので、それからまた非常に多岐にわたることがございますので、本来はこの委員会の中でも検討すべきことかと思っておりますけれども、やはり現場の意見を十分取り入れたものにしていただきたい、こういうような形で、指定法人とかあるいは今、委員さんの消費者団体とか、あるいは我々の自治体とか、あるいは実際の市民、国民とい

いますか、そういったようなところの具体的なヒアリングとか実態調査とか、そういったものがあればぜひお願いをしたい。そしてまた今後とも順次品物がふえてまいりますね。そういった点についてやはりそういうことをやっていくということが協力を得られる大きなあれになるのではなからうかなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思いますので。

委員長 委員、どうぞ。

委員 日本では何でもリサイクル、リサイクルとなってしまうのですけれども、リサイクルとリユースというのを少し区別をして、リユースの方をまず推進するようにしていった方が私はいいと思うのです。そのリユースを推進するときに、例えばPETボトルですとかこういうプラスチック容器を今よりももっと頑丈なものに逆にして、リターナブル化していくということは考えられないものなのではないでしょうか。確かにガラスびんと違って高温で熱処理をして殺菌をするということが困難だったりとかいろいろ困難な部分はあると思うのですが、これを工夫して、そしてリターナブル化してリサイクルよりもまずリユースの方に力を入れていくということを各企業の方に考えていただきたいと思うのです。そしてまたそういうガイドラインも作成してくことが今後は必要ではないかと思えます。

例えば、今、消費者に対してもアサヒビールがビールをびんにします。環境にやさしいリターナルびんを使用しています。飲み終わった後はお店に返してくださいということをテレビのCMで消費者にアピールしているのです。これはこういう形で消費者にアピールすることで企業もイメージアップになりますし、消費者教育にもなるということですから、こういう形を取りながらこういうプラスチック容器をリターナブル容器にしていくということはできるのではないかなと思うのですが。

委員 申し上げますと、リユースというのは無理矢理プラスチックを使うことないのです。びんを使ってくださいよ。プラスチックはワンウェーでいいのです。そういうふうな使い分けをしていただきたいなと、そのようにお考えいただきたいなと考えております。

委員 確かにそれはそうだと思います。ただ、例えばびんの方が重量が重かったりして、そうするとたくさん一度に運べないからびんの方がリターナブルにはなるけれども、環境に、その分、輸送に負荷をかけるかということとはよく言われるのですね。そうすると、紙パックにしたり、あるいは缶にしたり、その方がいいではないかという意見も随分以前から議論されているのですね。今、その中で非常に問題になっているのがプラスチックの容器の処理問題ということが出ているものですから、もし可能であれば重量の軽いプラスチックで、そしてリターナブルで、あるいは缶でもリターナブルでということができれば、環境にかかる負担が少しでも軽減できるのではないかなと思うのです。リサイクルをするというのは1回集めて、それを壊すエネルギーがかかって、またさらにつくるエネルギーがかかわるわけですので、ですからそれよりはリユースの方が環境にかかる負担は少ないのではないかなといふふうに思うのですが。もしそうでないとすれば、もちろんそうであっ

でもなくてもプラスチック容器は減らしていかななくてはならないと思うのですが、今、どうしても使っているプラスチック容器が必要な分を、できる限りリユースにしていければという意味で申し上げたのですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長 委員、どうぞ。

委員 今の御意見に私も賛成です。全部基本的にはプラスチックはリユースではないというふうにやはり余り決めてかからないで、できるものはリユースの手法も用いた方がいいと思います。今、おっしゃったことは3ページの3のところに「留意すべき事項」というふうには書いてはありますが、具体的な話が出ていないということですね。例えば、この間、ちょっと投書で見たのですが、ワインはいろいろな形があって、ビールびんは同じ形のだけれども、ビールびんのようにリターナブルが効かない。しかも輸入品があって云々ということが書いてあったのです。私どもずっと昔、昔って今も続けていますが、お酒の統一規格びんという運動をしておりました。それで実現したのですが、なかなか推進されないわけですね。本来なら私たちはおしょう油業界の方にもお酢の業界の方にも清涼飲料の方にも同じびんを使ってほしい、お酒だけではなく、そしてそれをリターナブルで返していくということをお願いして回ったのですが、実現したのが日本酒だけということですね。ですから、そういう方法も推進していくということで、もう少し今おっしゃったリターナブルの考え方を具体的にこの文章の中に入れていただけたらいいのではないかなというふうに思います。

委員長 たしかPETボトルのリターナブル容器に関しては食品衛生法との関係があって、そこを変えないとできないというふうに聞いているのですけれども、いかがでしょうか。技術的にはできても、そういう問題もたしか絡んでいるようですが、これはどなたに伺ったらいいでしょうか。

委員長 じゃあ、委員、どうぞ。

委員 リユースするためには、一たん使って回収してまいりますね。回収してまいりましたら洗浄しなければいけないのですよ。これを洗浄いたしますのにアルカリ水で、アルカリのお湯で洗います。PETは溶けます。ですから、だんだんだんだん不透明になってまいります、日本人の感性ではもう商品という形ではなくなってくる、すりガラスみたいになってくるのですよ。そのようにどんどん溶けていくのです。ですから、そういうものはできるだけ使いたくない。先ほど申しましたように、何遍も洗うのだったらびんを使ってちょうだいよと、こういうことなんですね。

委員 ということは、やはりこれからできる限りこういうプラスチック製の容器というのは廃止の方向へ持っていくぐらいの気持ちで取り組まないことには.....。

委員 ワンウェーでやっていただきたいです。(笑声)

委員 ですから、そういう考え方を根本的に改めていかないことには、環境問題全般に対する取り組みというのにこの姿勢が求められると思うのですが、要は私たちの生活の仕

方とか、考え方とか、そういうのを変えていくということが必要だと思うのですね。例えば、今、日本人の感性に合わない、容器が半透明になってきたら合わないとおっしゃるのですが、そういう価値観も変えていかなければいけない。だから、私がさっき申し上げたアサヒビールのコマーシャルというのは、日本人のそういう感性を変えていきましょうということをアピールしているわけですね。今まではそうじゃなかったかもしれませんが、これからはそういうことをしていく企業が結局は消費者から受け入れられる時代になってきたのだと思うのです。環境問題というのは非常に深刻で、それこそ死ぬか生きるかの事態なのだという認識があれば、多くの消費者はそういうところへ移ってきていますから、中身がどうであるかということの問題にする時代になったので、表の容器が濁っているか濁っていないか、どんな色をしているかというようなことを問題にする余り、アルカリ水で洗淨しなければならぬようなボトルではジュースは飲めないとかという時代ではないと思うのですけれども。

それと、もちろんアルカリ水で洗淨して溶けるということは、その溶けたプラスチックがまじった排水をどうするかという処理の問題も出てくると思いますし、それは確かに困難はあると思います。しかし、ワンウェーで、それで便利だからそれをずっと使い続けていくのだというような考えがどうしても、これから先も、ずっと今までやってきたのだからそれでやっていくのだということであれば、結局はどんな法律を決めても、どんな対策を取っても同じになってしまうのではないのでしょうか。

委員 御活躍を期待いたします。

委員長 ですから、多分別にリユースということを否定するのではなくて、リユース的にできない問題をもしやった場合には、逆にその被害が生じるという、そういうことをおっしゃっておられると思いますので。

委員 ええ。要するに、どちらが環境にかける負担が大きいかということだと思うのですね。そして、できる限りのところは取り組もうとする姿勢が問題だと思います。自分たちでできることはみんなそれぞれがしようということによってこういう会議が開かれているのだと思うので、まあ私はもちろん「御活躍を期待します」とおっしゃっていただけるのはありがたいのですが、私もそちらの会社に御活躍は期待したいと思います。それぞれがみんな活躍しなくてはならないと思います。

委員長 関連して、委員、どうぞ。

委員 今のお話の中で、もう少し数字というものが入ると明瞭になるかなというふうに思います。びんとそれからPETボトル、そういったもの、それから紙のパック、こういうものはLCA、CO₂なりLCAコストというような形でデジタル化されれば消費者も納得していく。その辺がきちっと意見のかみ合わないところではないかなというふうに私は1点思います。

それから第2番目はちょっと違うのですが、やはり容器をつくる時のリダクションということで、原材料の使用量をまず減らす。それからリサイクルということになるのだと思います。その言葉が5ページの基本的な考え方ところに、ちょっと言葉がないのであった方がいいのではないかなんてちょっと思っています。それが2番目です。

3番目は、用語のところではリダクションがあってリサイクルがある。リサイクルの中には水平マテリアルリサイクル、紙から紙へ。でも、紙も何回もリサイクルすると繊維が短くなります。ということで、カスケードマテリアルリサイクルということが普通、最近言われているはず。通産も、私は産業構造審議会の方の小委員会の委員もやっていますからかなりそれは問題として出てきています。ですから、その言葉はちょっと要るかなと。その後初めてケミカルがあって、最後はどうしようもないからサーマルリサイクル、この辺の言葉を入れた方がいいような気がちょっといたしております。

委員長 少し議論をまとめていただきましたが、わかりやすくその辺を配慮していただければありがたいと思います。

委員、どうぞ。

委員 4つほどありますので簡単に申し上げますが、1つはマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの関係で優先順位を明確にされているのですが、いろいろ議論になっているRDFの問題ですね。これもごみ発電みたいな話をイメージすれば当然優先順位はわかると思うのですが、仮に将来規格なり製品規格がきちとしたようなものが燃料として出てきた場合は、この間の研究会でもそういう紹介もありましたが、そういう場合にはこれをただサーマルリサイクルとしてほかのごみ発電と同じような扱いでいいのかどうか。高炉の利用よりはむしろ資源化に近いわけで、マテリアルリサイクルに近いわけですから、その辺は機械的にサーマルだ、マテリアルだと分けるということではなくて、弾力的に考えていくことが必要ではないかということと、それから再商品化の手法もやはり選択肢が広い方がいいのではないかという感じがいたしますが。

それから2点目はここに言われています社会的、経済的負担ということは、確かに事業者の負担ということもありますが、これは消費者の負担でもあるわけですね、価格にはね返りますから。ですから、この制度を効率的に運営していくためにはやはりどれだけ社会的コストがかかるか、そういうことも検討が必要ではないかという感じがいたします。

それから3番目は、資源とごみの関係ですが、たしか6ページに逆有償とか有償または無償という言葉が使われていますが、やはり再資源化と言うからには、資源であるためには有償または無償という原則は、逆有償の場合はごみであって、これは資源ではない。そういう基本的な、どの時点でコストを取るかという問題は残るのでしょうか、そこはきちっとしておく必要があるのではないかと。

最後に分別基準の話ですが、11ページに異物規定の留意点ということで、特に紙の場合は容器包装以外の紙製品やそれに付随する異物がある程度混入することは不可避と書い

てありますね、真ん中辺に。これは一番私も心配しているところで、私も東京の団地に住んで、今、団地のごみの大きな処理場といいますか、廃棄物を集めるところでときどき見ているのですが、今、古紙が過剰ということもありまして、雑誌とか新聞は燃えるごみということでどんどん入っているのですね。そういう状況からしますと、恐らく消費者の方々はこの話を聞いたときに、省令はこういう形で書かれたにしても、結局紙とプラスチックだなと、容器というイメージが余りないのですね。PETとかガラスびんの場合はもうはっきりしていますから容器だと。紙容器のイメージというのが余りはっきりしないのですね。例えば、ここにありますストローの紙、これも考えてみれば紙容器ですね。だけど、消費者の方は恐らくこれを使った後、ごみにして捨てる、そういう形で容器というもののイメージがはっきりしないので、これはむしろ私の感じでは紙のごみがまとまって入ってくるのではないかという心配が強いのです、こういうふうに書かれますとね。

ですから、むしろ外見的に明らかに紙容器とわかるもの、まとまってですね。そういうものを家庭の消費者に出してくださいと、これが一番いいのではないかと思うのですけれども。逆に言えば、こういう類のものはまとまって出す方はおられないと思うのです。キャラメル紙とかこういうものはですね。ただ、制度上、こういうものを外すという線は引けませんから、むしろ逆に紙容器、プラスチックとして外見上、明らかにはっきりしているもの、そういうものを家庭の消費者にまとめて結わくなりして出してくださいと、こういうことによって異物の排除というのできるのではないか。そうしない限りはもう紙とプラスチックのあらゆるものが家庭から出てくる危険が非常に強いという懸念があるものですから申し上げたのですが、以上でございます。

委員長 今、指摘されたサーマルリサイクルは廃棄物処理と、その辺の境界がどうなのかという問題があるという御指摘がありましたけれども、この辺は事務局の方からどんなふうに判断をされていらっしゃるか。

事務局 基本的にはこの法律の対象となりますのはお金をかけて、要するに価値のあるものが生み出されるというものが基本でございますので、いわゆる逆有償という問題がございまして、お金をかけても有償または無償で世の中に流通する状態にならないというようなものについては、この法律で言う再商品化ではないというふうに理解しておりますので、委員の御意見を踏まえて4省庁との間で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の異物の問題でございますけれども、現在、検討されているのは11ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、保管形態の中で「結束されていること」というのを今検討しておりまして、結束するというのはひもで縛るとかそういう意味でございますので、概念としてはこういったものも法律の対象になってまいりますけれども、恐らく結束できないようなものは分別基準上、排除していかざるを得ないのではないかなとい

うふうに考えております。またこの点についても4省庁との間で詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにどうぞ。

それでは、委員から先に手が挙がりましたので、どうぞ。

委員 済みません。前にも申し上げたように、食品の日本のいわゆる自給率の問題も含めて、例えば外国輸入製品が非常に入ってくるわけです。例えば、先ほどのようにお互いに頑張りましょうというエールがありましたけれども、(笑声)例えば、それはあくまでも日本の中での容器包装の観点だけの議論だと思うのです。もうちょっと対外国製品がどんどん入ってくる状況のところその容器包装が絡んでくるわけですね。ですから、そういうこともこの中に積極的に考慮しながら、対外的というか、対外的にもアピールしていくような要素というのを考えておかないと、どうも議論が中だけの感覚があると思いますので、そこら辺の視点ももうちょっとグローバル的な意味で、物質収支も含めて、エネルギー的なことも含めて議論をするところ、何かそういうことを考えないとまずいのではないかなと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 この全面実施についての考え方の中に、業者負担、要するに責任負担というのが金額が出ていないのですね。これは私どもの業界の中では、中小企業でございますけれども、大変な負担額が出るだろう。例えば、豆腐業界なんて見たら、全体的にはそれは非常に小さい企業ですから、ほとんどがこれに入らないとは思うのですが、その中でも何百社という単位では負担が出るわけですね。そのときに、今例えばこのリサイクル法というのは要するに容器メーカーと中身と消費者が負担する。その消費者に対する負担というのがどうもぼやけるのですね、いつも。それは非常に言いにくいところでもあるわけですね。今、一番問題なのは、こういう非常に不景気なときに商品が非常に出にくい中で、そういうものを負担していくということが大変な負担になっているということがありまして、それでこれも消費税の1つみたいな考え方を持つならば、カルテルまでは行きませんが、そういうようなものをお互いに負担をするのだということをややはり基本的に考えていただきたいなど。

この中には、要するにリサイクルの手法ですから、そういうことは恐らくないかもわかりませんが、そういうことを基本的な概念というか、考え方の中にきっちり入れておいていただきたい。場合によっては、例えばPETの場合でも、私も詳しくは存じませんが、恐らく100%回収したときには、リサイクルしたときは1個6円ぐらいになるのだということをちらっと言っておられるわけですね。ですから、6円と言ったらかなりの金額になってくると思うのですね。例えば、私どもの試算ですけれども、豆腐1個に恐らく何十銭、何銭とかということもあるのですが、それは今のところは要するにメーカー

の負担であるということにどうしてもなるということでございますので、そこら辺もひとつお考えいただきたいということです。

委員長 たしかこれは価格に転嫁できるという仕組みになっていたというふうに思いますけれども、去年の4月実施以降、実際に価格に反映させたという例はあるのでしょうか。それとも、結局は業者負担だけで終わってしまっているのかどうか。たしか価格転嫁できるのですよね。これはそういうふうに書いてあったと思いますが。

委員 私どもは主にPETとびんでございますけれども、先般、たしか値上げをいたしております。まだ全部が全部値上げではございませんけれども、しております、それは1つは前の消費税のアップが入っております、そのアップ分ですね。それから、このPETボトルのリサイクルに限りませんで、いろいろ先ほどの工場のゼロエミッションの問題もございまして、いろいろな環境対策費というのは結構かかっておりますので、そういったことを含めてたしかそれぞれのメーカーさんの方で値上げをさせていただいております。

委員長 委員、どうぞ。

委員 先ほど11ページのところで事務局の方から説明いただいたのですが、紙の方については保管形態が「結束されていること」というような表現で設定例として書かれているわけなのですが、プラスチックの方については、「圧縮されていること」というふうな表現になっているわけなのですが、我々の業界では、特に当社の場合などだとプラスチックとして年間約5,000トン使っているわけなのですが、そのうち容器として使っている分というのは約2割ぐらいしかなくて、あとはプラスチックフィルムで使っているわけです。ですから、ほとんどの場合は紙と同じような形で家庭に回っていくわけです。ですから、「圧縮されていること」というような表現が、紙と同じような形で出されますので、こういうような表現だと必ずしも十分含まれないのではないかなというふうな、あるいはもう圧縮されない分は入らないよという理解でいいのかどうかですね。要するに、容器ではなくて、紙と同じような形でプラスチックが大部分使われていますよという実態を踏まえて、4省庁で検討していただきたいという要望です。答えは結構ですから。

委員長 委員、どうぞ。

委員 これから先の検討がたくさんあるのだと思ひまして、まだ具体的にこんな格好になるのかというイメージがまだなかなかわきにくいのでありますけれども、一番最後の11ページ、12ページの設定例というのがございますけれども、いろいろ聞かされるところによりますと、大体この辺で分別収集の基準は決めてしまう。先ほど、できるだけ早く省令化したいというお話もございましたので、大体ここの設定例のような格好で分別収集基準が決まるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長 事務局、どうぞ。

事務局 現在、4省庁で協議中でございますので、これをたたき台に議論するというところでございます。ただ、市町村さんの特に用意もございませうから、秋風が吹いたころだと用意が相当厳しくなるのではないかなというふうに見ておりますので、できるだけ夏の間を決めたいとは思っておりますけれども、それまでに省令ができるかどうかというのは若干考えてみないといけないかなと思っております。いずれにしても、それなりの例が取れたような形で示さないと、市町村さんも用意ができないのではないかと考えておりますので、鋭意作業したいと思っております。

委員 その場合、例えば実際に再商品化する方のいろいろな手法が幾つか例が挙がっておりますけれども、この分別でそっちの方の再商品化の方にうまくドッキングできるのだろうか、その辺が見ておましてとても気になるものですから、考えられる場合に何に使うかという再商品化の具体的な中身を想定しながら御検討いただきたいなと思うのであります。

それからもう一つは、一斉に全国の市町村がこれで手を挙げるということは考えられませんが、恐らく非常によく市町村が手を挙げられると思うのですが、その具体的に手を挙げられた市町村と今度は再商品化する事業者のコネクション、これは一遍指定法人のリサイクル協会を通すわけでしょうけれども、この制度をつくったときに、大変言葉は悪いのですが、いわゆる市町村、集める方と再商品化する方とのドッキングは制度上、指定法人にも通っているものですから一遍切れていますね。そんな関係で時々ぎくしゃくすることがあるわけです。一般に需給バランスのミスマッチみたいな言葉もございませうし、品質面でも当然あるわけでありまして、そういったことを考えた場合に、特に、PET、びんは単純でよかったのですが、今度はとても複雑になりますので、その辺はよくよくお考えいただかないとうまく、せっかく集めたけれども、行き先がないという、そういう変な問題が起きる可能性があるのではないかなというふうな心配をいたしておまして、再商品化の道と集める仕方、これのドッキングをよくよくお考えいただいて御検討いただければと思います。

委員長 では、事務局の方からお願いします。

事務局 分別基準につきましては、当然再商品化手法にマッチしたような形でやるべきでしょうから、そういうふうに見ていきたいと思っております。

委員の例のミスマッチの問題でございませうけれども、この法律の仕組み自体が基本的には市町村は市町村で分別収集をする。それと再商品化能力をできれば、要するに両方からやりますので理論的にはミスマッチを生ずる可能性というのは否定できないということではございますが、いずれにいたしましても、行き場がないということでは困りますので、再商品化能力を勘案しながら、できるだけそれに見合ったような分別収集ができるように関係省庁で調整する必要があると思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

委員長 少し時間が迫ってまいりましたけれども、委員から手が挙がりましてので、どうぞ。

委員 さっきの価格の転嫁の問題ですけれども、私どもの業界は平成9年からこの容器包装リサイクル法の適用になったのが9社なのです。先ほど申しましたように1,800社ぐらいいあるわけなのですが、その中の9社。今度12年からも恐らく200社を割る程度だろうというふうに思ってます。そういう中で、企業によっては回収コストを何とか価格に転嫁したいという希望を持ったところもあるのですが、相談を受けたこともあるのですが、なかなか現実問題としては、ほかの企業が回収コストはかかっていないわけですね。それから、価格改定ということになりますと、これだけではなかなか価格を改定することでは非常に、営業上の力関係もありますから、現実問題としてはできないというのが実態ですね。ですから、これからほかの要因があって改定というようなことはあり得るかもしれませんが、今のところはそういうことで、ですから価格改定は全くできておりません。

以上でございます。

委員長 委員、どうぞ。

委員 今の委員の御指摘とほぼ重なるところではあるのですが、特にラジカルと思われまます東京ルールなどでの事例を少し申し上げますと、例えば外食とJRとコンビニの方に分別についてのかなり強い要請があったりするのですけれども、それで私どもも現在テストとしては、この前御紹介しました生ゴミのコンポストへのリサイクルという実験も先月から開始しながら、それ以外の生ゴミを含めて6つの分別収集して、それからいわゆる生ゴミ以外の部分もリサイクルをそれぞれについてまた別の区分を持ちながらやったりするテストはしているのですが、その中で言うと、例えば、現在、紙と廃プラは共通でのくくりの処理のリサイクルの方法をそこでは取っているということがあります。これは前段で、本質とちょっと関係ないのですがすけれども。

例えば、JRさんの方は先行的に分別を駅の構内でもう実行されているという状況があります。ところが、今、都の方は12年の目標に向けて、特に廃プラは東京都の処理場では一切処理しないという前提で今動いていますから、そのときに、先ほど委員がおっしゃったリサイクルへのシステムなりバランスというものがあつた種の合理性を持った整合性があれば、それに即して出す側もそれとリンクする分別の仕方と回収の仕方とその届け方ということができると思うのですが、現在、実態を見る限りは分別は全部デテールに詳細分類を要求するのですが、実際に集まってくるもののその先はこんなに分類する必要は全然ないという処理の仕方にしかなっていないというのが実態でして、したがって、それはぴしっとタイムスケジュールの中できちんと整合するシステム変更ができるというようなことは要求できませんけれども、つまり先ほどから出ています事業者の方がそのことでコ

スト負担がいたずらに上がってきた場合は、それは全部ユーザーのプライスなり負担に結局ははね返る。実際にそれが有効なものであればいいのですけれども、有効かどうかということについては本当にそちらの方の研究と、進行している情報も事業者向けについてはいただきながら、この12年に向けての作業を進めていっていただきたいという、これは切なる要望でございます。

委員長 ありがとうございます。

もうお一方ぐらい、もし御質問があれば……。

なければ、そろそろ予定の時間になりましたので、この辺にさせていただきたいと思えます。

きょうは事務局の方でこれからのスタンスをちゃんとまとめていただきましたので、それぞれの委員からの御発言というのは最終的にまとめをする上で大変有益な御指摘があったのではないかというふうに理解いたします。特に、やはり1年たって経験を通じていろいろなことがわかったと思いますので、ぜひ全体のごみを抑制するというようなこととか、それから消費者自身のごみの出し方についてきちんと要望することは要望するというようなこととか、それから今、受け皿づくりという問題が出ましたけれども、やはり受け皿がちゃんとしないとこのシステムは回らないと思いますので、受け皿づくりの問題、それから生産者自身が包装素材についてこういうリサイクル社会を有益なものにするような努力、そういうきちんとした図式で進むようにというストーリーをきちんと組み込まれてももう間違いないのではないかなというふうに思いますので、そういう趣旨で書かれていると思いますが、もう少し明確にさせていただければ、非常にありがたいのではないかということを感じました。

次に、今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 今後のスケジュールの関連いたしますけれども、きょうの御議論いただきました2点、まず地球温暖化対策の関連につきまして、次回におきまして関係業界からの取り組み状況を伺うということ、それからリサイクル関係につきましては、各委員からいろいろいただきました御意見を踏まえながら、先ほど来御説明いたしているように今後、再商品化手法についていろいろ4省庁で検討するという、まさに政府部内での最後の詰めを精力的に進めていくというところでございます。

したがいまして、いずれにしましても温暖化対策関係につきまして関係業界での進みぐあいというのがある程度進んだところというのが時期としていいかなということでございますし、また政府部内でのリサイクル関係の整理、そういう状況もございますので、なるべく早くと思っておりますけれども、9月の初めごろを一応の目途にスケジュールを考えていきたいと思いますが、いずれにしましても、各委員の御都合をお聞きしながら、委員長と相談して、後ほど御連絡させていただくというふうにさせていただきたいと思えます。

テーマといたしましては、そういうことで自主行動計画の策定の取り組み状況、そしてできればリサイクル関係のものにつきましてもその時点の状況によりまして御説明し、また御意見をいただく、そういうことを考えております。

よろしく願いいたします。

委員長 長時間にわたりまして、本日はありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきたいと思います。

閉 会